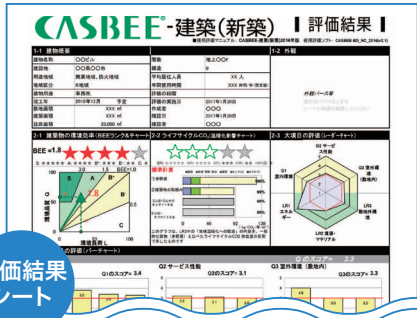


## 内容の公表

県は、建築物の概要などのほか、計画書提出建築主が「CASBEEかながわ」を用いて作成した「評価結果シート」、  
「重点項目シート」及び「スコアシート」を県のホームページにて公表します。



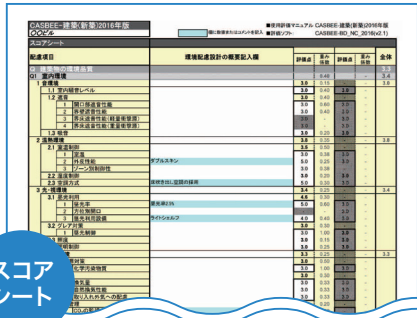
評価結果シート

評価対象建築物のCASBEE建築(新築)の評価がわかるシートです。



重点項目シート

重点項目シートとスコアシートは環境に対してどのような取組を積極的に行っているかが記述されています。気になる建築物のシートは、ぜひじっくり読んでみてください。



スコアシート

## 建築物環境性能表示

特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行う場合は、広告中にその環境性能を表示する標章(ラベル)を掲載する必要があります。

任意で建築物温暖化対策計画書を提出している建築物についても、販売又は賃貸を目的とした広告を行う際には、広告中にその環境性能を表示することができます。また、広告以外に、建築物に環境性能を示す表示を掲示することができます。

### 【広告に掲載する表示】



### 【建物への掲示(任意)】



## 参 考 情 報

県のホームページにおいて、県に提出する様式類や計画書作成の手引きなどを公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6675/index.html>

県のホームページ

CASBEEかながわ

検索

### お問合せ

神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室 計画書審査グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 ☎045-210-1111 (内線4087、4088、4089)

※横浜市内及び川崎市内の建築物については、各市に届出が必要です。

令和8年1月発行



神奈川県

本制度では

CASBEE®かながわ

により建築物の環境性能の自己評価を行います。

## —神奈川県地球温暖化対策推進条例—

# 建築物温暖化対策計画書制度

### 制度の概要

建築物温暖化対策計画書制度は、市場を通じてより環境性能に優れた建築物への誘導を図るため、大規模建築物の建築主に、温暖化対策の取組を自己評価した計画書の提出を義務付け、その概要を県が公表する制度です。

### 制度の目的

- 建築主の地球温暖化に対する自主的な取組を促進すること
- 地球温暖化対策に配慮した環境性能の高い建築物が評価される市場の形成を図ること
- 再生可能エネルギー等の積極的な活用につなげる

### 対象となる建築物

#### 特定建築物 提出義務あり

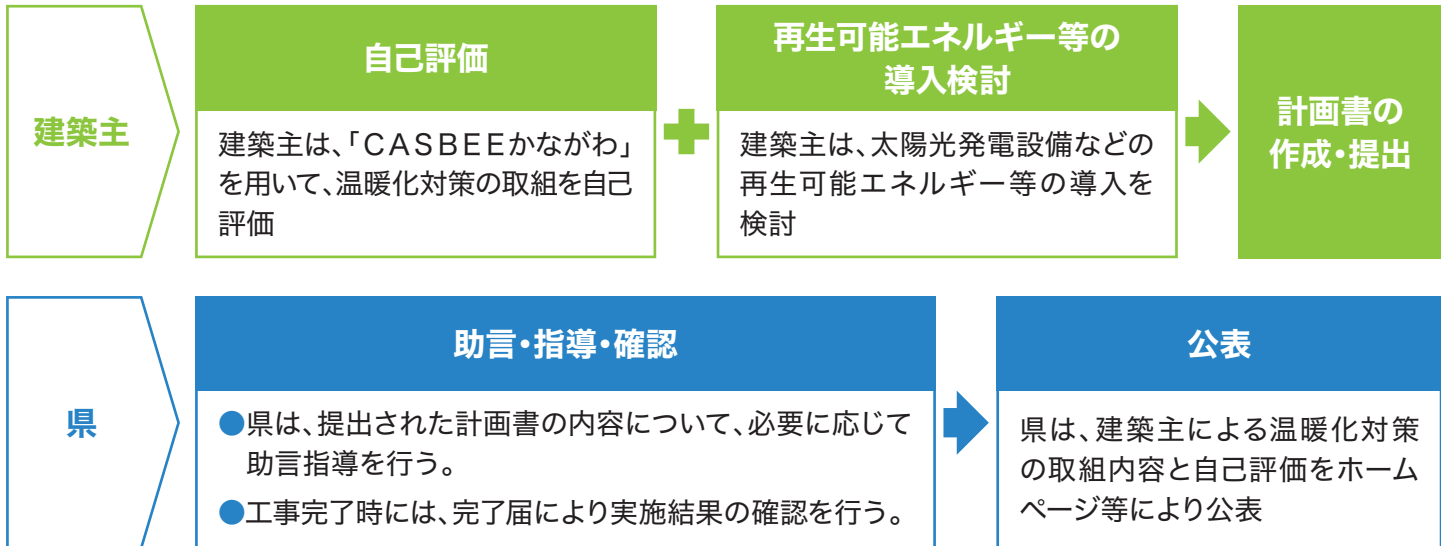
延べ床面積が2,000㎡以上の建築物の新築・増築・改築

#### 特定建築物以外の建築物 任意提出

延べ床面積が300㎡以上2,000㎡未満の建築物の新築・増築・改築

※増改築の場合は、増築・改築それぞれにかかる部分の延べ床面積で判断

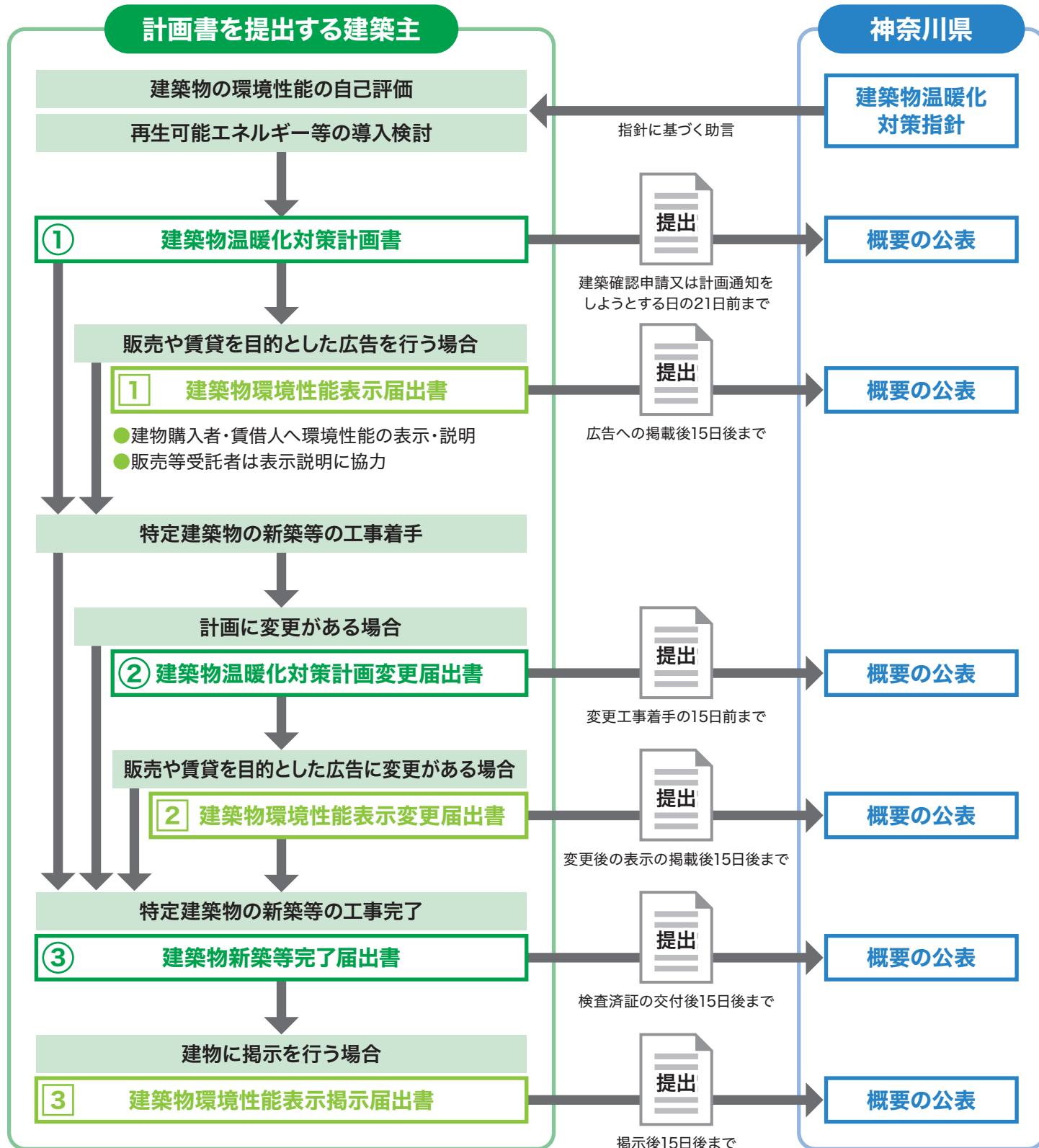
### 制度の特徴



## 手続きの流れ

特定建築物の新築・増築・改築をしようとするときは、県が定める次の様式に従って、次の手続きが必要です。(特定建築物以外の建築物について任意提出する場合も同様)

- 【様式】
- ① 建築物温暖化対策計画書
  - ② 建築物温暖化対策計画変更届出書
  - ③ 建築物新築等完了届出書
  - 建築物新築等中止届出書 (中止したときは速やかに提出)
- 1 建築物環境性能表示届出書
  - 2 建築物環境性能表示変更届出書
  - 3 建築物環境性能表示揭示届出書



## 建築物の環境性能の自己評価

- 建築物の環境性能の自己評価は、「CASBEEかながわ」を使用していきます。
- 「CASBEEかながわ」は、「CASBEE建築(新築)」に神奈川県独自の重点項目の評価を加えた建築物の環境性能を評価するためのツールです。

### 【CASBEEとは】

建築環境総合性能評価システム (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の略称。平成15年に国土交通省の支援のもと産官学共同により、建築物の「環境品質」と「環境負荷」を同時に評価するシステムとして開発されたものです。

建築物を環境性能で評価して「Sランク(素晴らしい)」「Aランク(大変良い)」「B+ランク(良い)」「B-ランク(やや劣る)」「Cランク(劣る)」の5段階に格付けしています。

### CASBEEかながわの環境配慮項目

「CASBEEかながわ」では、全国共通の環境配慮項目により、建築物の環境性能を総合的に評価するほか、「地球温暖化への配慮」と「ヒートアイランド現象の緩和」に関する項目を重点項目としています。



## 再生可能エネルギー等の導入の検討

特定建築物のエネルギー需給の状況等を踏まえ、次に掲げる再生可能エネルギー等を活用した設備機器について、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、導入を検討します。

- 太陽光発電設備
- 太陽熱利用設備
- 風力発電設備
- バイオマス発電・熱利用設備
- 水力発電設備
- 温度差熱利用設備
- パッシブシステム
- 天然ガスコージェネレーションシステム など

